

平成26年度 第2回 評議員会議事録

1. 招集通知 平成26年10月31日(金)
2. 開催日時 平成26年11月18日(火) 午後2時～3時00分
3. 開催場所 ウェルピアかつしか1階 ボランティア活動室・社協研修室
4. 評議員総数 40名
5. 出席した評議員数 36名

司会者小川事務局長が、出席評議員数が過半数に達したので、定款第15条第7項により評議員会が成立した旨宣言し、会議に入った。

なお、議事に先立って、去る7月29日の第2回理事会において決定した、新任の評議員2名を紹介した。

秋山会長あいさつの後、司会者より議長選出について諮ったところ、司会者一任の声があったので、杉浦 文一 評議員を議長に指名した。杉浦議長が議長席に着き議事に入った。

杉浦議長あいさつの後、議事録署名人2名の選出について諮ったところ、議長一任の声があったので、町山 光司 評議員・村上 牧夫 評議員の2名を指名した。

次いで議事に入った。杉浦議長は、(1)議案第1号「名誉会長及び顧問の選任同意について」の1件を上程し、事務局に説明を求めた。

議案第1号 名誉会長及び顧問の選任同意について

太田企画総務課長は、名誉会長及び顧問の任期が平成26年11月25日で満了することに伴い、次期名誉会長には、引き続き 青木 克徳 葛飾区長を選任すること、顧問には前葛飾区長の 青木 勇 氏を選任する旨の説明を行った。任期は平成26年11月26日から平成28年11月25日までの2年間であること、名誉会長及び顧問は理事会、評議員会の議決を得て、会長が委嘱することになっており、去る10月28日の第3回理事会を経て、本評議員会で諮るものであることを述べ、審議の結果、下記のとおり名誉会長と顧問を選した。

名誉会長 青木 克徳
顧問 青木 勇

杉浦議長は、議案第1号について場内に諮ったところ、全会一致をもって賛成されたので、原案どおり可決、決定された旨宣した。

続いて杉浦議長は、(2)議案第 2 号「次期役員を選任について」の1件を上程し、事務局に説明を求めた。

議案第 2 号 次期役員を選任について

太田企画総務課長は、理事及び監事の任期が、平成26年11月25日で満了することに伴い、各推薦団体から推薦のあった方々の選任について諮る旨の説明を行い、理事15名、監事2名について、任期は平成26年11月26日から平成28年11月25日までの2年間であることを述べ、審議の結果、下記の者を役員に選した。

理 事	秋山 精一	理 事	岩城 堅司	理 事	星野 伊三郎
理 事	小川 幸男	理 事	浦岡 秀次	理 事	小林 隆猛
理 事	大山 安久	理 事	人見 好夫	理 事	浅野 幸継
理 事	石川 辰雄	理 事	根岸 哲夫	理 事	信川 仁道
理 事	根本 文夫	理 事	中井 章夫	理 事	丹 保
監 事	中村 清	監 事	安田 信義		

杉浦議長は、議案第 2 号について場内に諮ったところ、全会一致をもって賛成されたため、原案どおり可決、決定された旨宣した。

次に杉浦議長は、(3)報告第 1 号「評議員の辞任に伴う後任者の委嘱について」及び(4)報告第 2 号「次期評議員の委嘱について」の 2 件を上程し、事務局の説明を求めた。

太田企画総務課長は、報告第 1 号「評議員の辞任に伴う後任者の委嘱について」、小川 岩男 評議員 及び 松本 八郎 評議員から辞任の申し出があったため、後任者として葛飾区自治町会連合会からの推薦者である 秋本 勝利 氏 及び 町山 光司 氏を、去る7月29日に開催した第2回理事会において後任の評議員として決定し、会長から委嘱された旨の報告を行った。また、任期は定款第18条第2項により、前任の残任期間であることを述べた。

更に太田企画総務課長は、報告第 2 号「次期評議員の委嘱について」、11月25日の任期満了に伴い、定款第17条により各団体から推薦のあった40名を、去る10月28日に開催した第3回理事会において選任した旨の報告を行った。

杉浦議長が、報告第 1 号及び報告第 2 号について場内に諮ったところ、全会一致をもって承認された。

続いて杉浦議長は、(5)報告第3号「事務事業評価の結果について」及び(6)報告第4号「平成27年度重点取り組み事業について」の2件を上程し、事務局の説明を求めた。

太田企画総務課長は、(5)報告第3号「事務事業評価の結果について」、26年度については、24年度、25年度の外部評価から、その後の事業実施の検証も含め、内部で37事業の事務事業評価を実施したこと、評価結果は「拡充」3件、「継続」6件、「改善」28件であること、また評価結果については、今後の取り組み方針を検討し、来年度以降の事業運営に反映していく旨の報告を行い、主な事業(・会員増強・社協だよりの発行・権利擁護センター〔現 成年後見センター〕・シニア就業支援・ひとりぐらし高齢者毎日訪問・手話講習会・手話通訳派遣・しあわせサービス・ファミリーサポートセンター・生活福祉資金・小地域福祉活動・災害ボランティア活動支援)の評価結果やその判断理由の説明を行った。

次いで太田企画総務課長は、(6)報告第4号「27年度重点取り組み事業について」、①第2次地域福祉活動計画では、計画の4年次にあたるため、達成状況の評価、次期計画としての目標や活動内容の見直しを開始すること、また、引き続き区民の参加・協力を得ながら関係機関等と協働のもとに各事業の着実な進捗に取り組んでいくこと、②小地域福祉活動の推進については、実施または実施が予定されている16地区においては自主的・主体的に区民の困りごとを解決する仕組みづくりを一層進めていき、未実施の地区では取り組み可能な地区から働きかけや支援を行っていきながら平成28年度までに全地区での実施を目指していくこと、③会員増強・PR活動の拡充では、福祉協力委員や区内企業の協力を得て、積極的に社協PRに取り組み、会員増強を進めていくこと、また社協だよりやホームページなどの広報・PR媒体の充実を図っていくこと、④成年後見制度への取り組みについては、「成年後見センター」の開設に伴い、より一層の市民後見人の養成や後見監督、法人後見の受任に向けた取り組みを行っていくこと、また成年後見センター事業の充実に向けた組織強化を図っていくことについて、それぞれ説明を行った。

杉浦議長が、報告第3号及び第4号について場内に諮ったところ、次のような質疑と回答が交わされた。

中村評議員

報告第3号「事務事業評価の結果について」、No14「緊急援護金」とは、どのような事業なのか、教えてほしい。

高田福祉サービス課長

福祉事務所による要援護者へのヒアリングを通して、緊急一時的に真に必要とする対象

者に対して100円から3,000円の資金を給付する制度である。

中村評議員

ホームレスや所持金のない人が福祉事務所に相談し、面接の際に支給されているものであると認識している。生活保護受給の相談に立ち会ったことが何件もあるが、今まで1,000円以上支給されたことがない。今の時代、どんなに安いところを探しても、知っている限りでは宿泊に2,000円はかかる。ホームレスの方などは、1,000円支給されても何もできず、結局、野宿することとなる。3,000円まで支給できるのであれば、福祉事務所と調整を行ってほしい。

高田福祉サービス課長

東西の福祉事務所において相談係が相談者の事情を伺い、その事業に応じた支給をしている。火災や疾病など事情は様々である。また基準に則り、住所のない要保護世帯は1,000円以内、住所のある要保護世帯には3,000円以内の支給を行っている。住居のない人などについては、福祉事務所が支援制度の紹介や周知など援助を行っているところであり、緊急援護金については、あくまでも一時的に資金が必要な要保護世帯への支給である。また福祉事務所から毎月提出される実績報告書では、3,000円支給されている対象者もいる。

杉浦議長が、再度、報告第3号及び第4号について場内に諮ったところ、全会一致をもって承認された。

続いて杉浦議長は(7)その他について、事務局の説明を求めた。

田浦ボランティアセンター所長は(7)その他について、12月7日にボランティアまつりが開催される旨説明をおこなった。

杉浦議長は、以上をもって審議全部が終了した旨宣言し、議長を降任すると宣して議長席を降りた。

岩城副会長が閉会のことばをのべて、午後3時00分散会した。